

令和5年3月10日

大田区議会議長

鈴木隆之様

羽田空港対策特別委員長

岸田哲治

羽田空港対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 羽田空港の跡地利用について
- (2) 羽田空港の空港機能について
- (3) 羽田空港に関する事業について

2 中間報告

本委員会では、羽田空港が地域と共存共栄し「国際都市おおた」に相応しい拠点となるため、羽田空港の跡地利用、空港機能及び羽田空港に関する事業について、多岐にわたり調査・研究を行ってきた。昨年5月に中間報告を行っているため、本報告書では主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

(1) 羽田空港の跡地利用について

羽田空港跡地については、平成22年10月に策定された「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、第1ゾーン及び第2ゾーンの具体的な土地活用の方針が示され、「緑と水辺に囲まれ、空港と隣接する立地を活かした、多様な人々が行き交い、魅力とにぎわいのある、世界とつながるまちの実現」をコンセプトに、周辺地域との調和を図りながら空港の持つポ

テンシャルを最大限に生かしたまちづくりが進められている。

令和2年2月には、第1ゾーン及び第2ゾーンで構成される当該エリアの名称をこれまでの「羽田空港跡地」から、国内外の多くの方が当該エリアを認知し、羽田空港と共に発展していきたいという想いが込められた「HANEDA GLOBAL WINGS（ハネダ グローバル ウイングズ）」に改称し、立地特性を生かした具体的な整備が進められている。

① 羽田空港跡地第1ゾーン整備事業について

羽田空港跡地第1ゾーン整備事業では、過去の経緯や計画、地域の意見等を踏まえ平成27年7月に策定された「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」に基づき、世界と地域をつなぐゲートウェイとして国内外のヒト・モノ・情報を集積させ、そこに集うプレイヤーが互いに交流し、新たなビジネスやイノベーションを創造するとともに、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を目指し公民連携によるまちづくりを推進している。

・羽田イノベーションシティ（HICity）について

区と事業契約を締結している羽田みらい開発株式会社（SPC）が整備し、令和2年7月3日にまち開きをした羽田イノベーションシティは、新型コロナウイルス感染症拡大による工事期間の延長等により、当初令和4年に予定されていた全施設開業が延期されている。現在、令和5年秋のグランドオープンに向け、ゾーンAからCまでの各エリアの工事及び事業検討が進められており、主としてゾーンAには先端医療研究センター及び滞在施設、ゾーンBには研究開発拠点等、ゾーンCにはアート&テクノロジーセンターが整備される予定であるとのことである。

SPCは、まちの特性やこれまでの取組みを踏まえて工夫を凝らし、先端技術と文化産業を体験できる「羽田スマートシティ EXP02022 秋」を令和4年9月に開催した。区からは、4日間にわたって開催したイベントについて、スマートシティやVR体験をはじめ、まちの特性を活かした先端技術が感じられたほか、タイ王国首相が羽田イノベーションシティを視察したことをきっかけに、タイ王国の産品ブースが出展されるなど、国外とのつながりも生み出すことができたとの報告がなされた。さらに、SPCは、空港や周辺地域への理解促進を通じて、大田区への愛着の醸成を図るため、区立小中学校の児童・生徒及び保護者を対象に、11月から12月の延べ5日間で「羽田空港周辺地域見学ツアー」を開催した。

ツアーではロボットレストランやメタバース等の先端技術体験のほか、空港制限区域内のバスツアーやアンダージェットクルーズが実施され、参加者アンケートの回答から、非常に満足度の高いイベントであったとの報告がなされた。

さらに区からは、SPC の実施するイベントにおいて、区は広報面で積極的に協力しており、教育委員会との連携により区立小中学校を通じた情報発信が高い広報効果を得ることができたとの報告があった。委員からは、羽田空港及び跡地エリアは、観光振興の観点からも非常にポテンシャルがあり、今後は、観光課や観光協会等とも連携し、区内波及にもつながるような取組みを要望するとの意見があった。

区施策活用スペース「HANEDA×Pi0（ハネダピオ）」は、区内企業と親和性の高い国内外の企業や研究機関、起業家等、多様な主体や人材が集結し、交流することにより新産業創造・発信を図る拠点として、羽田イノベーションシティのゾーンKに設置されている。令和4年6月には、ハネダピオをハブとした新産業創造・発信エコシステム構築モデル事業として、委託公募型プロポーザルを実施し、MedTech-HUB事業及びアンバサダー事業について、それぞれ1事業者を選定した。また、産業経済部は産業振興協会とともに、ハネダピオの活性化に向けた覚書（MOU）を3件締結し、公民連携により期待される効果を上げ、区内産業振興を通じた持続可能なまちづくり及び社会課題の解決に取り組んでいるとのことである。

交流空間ゾーン「Pi0 PARK（ピオパーク）」では、利用者からの相談対応や区内企業紹介等のサービスを一層強化するため、令和4年6月から産業振興協会コーディネーターを平日常駐とした。また、アンバサダー事業において、9月に8名のアンバサダーを認定し、事業の活動を中心に情報発信を行うことによるピオパークの認知度向上及び産業交流のさらなる活性化を目指している。さらに、ピオパークに集まる多様な主体のネットワーク強化やコミュニティ形成を目指した新規プロジェクトとして、HANEDA共創プラットフォームを創設した。区からは、これらの取組を含めた、羽田イノベーションシティのコンセプトに沿った様々なイベントの実施や利用状況等、適時、その現状について報告がなされた。委員からは、来訪者数及びイベント件数の報告について、区民が参加した人数や区内企業関わった件数等、区施策へいかに活用できたかを「見える化」する必要があるとの意見があり、区からは、イベントでどのような交流があったのか、また区内企業へどのように繋がったのかをアウトカムの成果として測ることは重要であると認識しているとの説明があった。その後、各イベント内容についての委員からの質疑に対しては、区内産業への

波及の視点からの報告がなされている。

また、公民連携で取り組む本事業の政策目的の達成に向け、SPCが羽田イノベーションシティにおいて令和3年度に実施した事業の実績について、モニタリングが実施された。今回のモニタリングにおいては、独自の産業連関表を作成し、経済波及効果額を算出したことに加え、SDGsの観点から特徴的なものを抽出し、テーマ別分析が新たに行われた。報告書にはモニタリングの考え方、事業成果と評価及び次年度に向けた提言等がまとめられており、区からは、モニタリング結果をもとに、引き続き、運営事業者であるSPCと対話を重ね課題の解決に取り組んでいくとの説明があった。委員からは、来年度以降のモニタリングの際には、報告書について、事業の効果を比較し分析する観点から、単年度だけでなく複数年度での推移がわかる形で作成することを検討してほしいとの要望があった。

・都市計画公園について

羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園の整備については、令和4年4月に策定した「羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園コンセプトブック」で、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用を基本として検討することが示されており、羽田空港跡地第1ゾーン整備方針においては、跡地全体の憩いとにぎわいづくりの中核的な役割の他、災害時における避難場所として位置づけられている。公園予定地については、跡地全体の魅力やポテンシャルの効果的な向上を目指し、公園用地を2.0haから3.3haへと拡張するため、令和4年6月に「羽田空港跡地地区における土地区画整理事業の施行に関する基本協定」の変更による関係者間の合意の後に都市計画変更手続きが進められている。

公園の整備・運営については、公民連携で行うことを踏まえ、民間事業者への周知、事業の理解促進、参画意欲確認等の整備・運営事業に関する事業者サウンディングを実施した。区からは、サウンディングでの意見を踏まえ、民間事業者のノウハウや参画意欲を引き出し、魅力ある公園整備・運営の実現に資する公募関連資料の作成を引き続き実施していくとの報告があった。

また、公園の認知度向上、愛着醸成及び整備や運営に関する理解促進などに取り組むため、公園予定地の東側端部約1,000㎡を活用し、アンケート調査による基礎資料取得等を目的として、令和4年7月から11月にかけて社会実験を実施した。この社会実験について区からは、スポーツや電動モビリティ体験、ものづくり体験等のイベント内容及び、アンケート実施結果の報告がなされた。委員からは、コンセプトブックに示す5つの方向性に

沿った課題ごとのテーマを設定した社会実験等を行い、データを収集しながら引き続き公園予定地の活用を検討してほしいとの要望があった。

本委員会としては、第1ゾーンの開発にあたっては、羽田イノベーションシティの全面開業に向けた整備状況や、区施策活用スペース等における取組を注視するとともに、事業者任せでなく区もしっかりと関与すること、また、都市計画公園の整備においては、利用者ニーズを的確に捉え、土地が有するポテンシャルを効果的に発揮する空間の創出を目指し、データ収集等を引き続き実施することを求め、跡地の魅力向上が本区の発展に真に寄与するまちづくりの実現に向けた調査・研究を続けていく。

② 羽田空港跡地第2ゾーンの開発について

羽田空港跡地第2ゾーンについては、国によって選定された民間事業者により、国際線地区に隣接する立地を生かしたまちづくりが進められている。

・羽田エアポートガーデンについて

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開業が延期となっていた「羽田エアポートガーデン」は、国内最大である1,717室のエアポートホテルを核とし、MICE 対応のイベントホール・会議室、展望天然温泉施設、地方都市や観光地へのルートも確保したバスターミナル及び商業施設を備えた複合施設として、令和4年12月21日にホテル及び温浴施設が先行開業し、その後、令和5年1月31日に全面開業した。本委員会では、本施設の開業に先立ち現地視察を行い、空港跡地の整備による人流の増加とにぎわい創出への期待感を高めるとともに、隣接する第1ゾーンやソラムナード羽田緑地への来訪にも繋げる取組について、今後の状況を注視する必要性を認識した。

・ソラムナード羽田緑地について

区は、平成29年3月に策定された「羽田空港跡地かわまちづくり計画」を活用し、豊かな自然が残る多摩川の水辺と跡地のまちが一体となった、新しい水辺の楽しみ方や賑わいづくりに取り組んでおり、令和2年4月に、全長1.1キロメートルのソラムナード羽田緑地を全面開園した。この取組みの一環として、水辺のにぎわいの創出や地域交流等に資する事業及び河川空間のオープン化に向けた検討のための社会実験を行い、アート体験やキ

ッチンカーによる飲食提供等が実施された。また、羽田空港跡地かわまちづくり計画に基づき、既設護岸を平坦化し利用空間の拡大を図るため、国土交通省がソラムナード羽田緑地に隣接する多摩川護岸工事を令和4年11月から実施している。本工事は、でこぼこのある既設護岸を平板舗装により平坦化するとともに、多摩川への転落を防ぐ転落防止柵を設置するものであり、工事完了後は利用空間の幅が平均で2.2m拡張されるとの報告が区からなされた。

本委員会としては、羽田エアポートガーデンが開業したことにより大きな転換期を迎えた第2ゾーンのまちづくりについて、周辺事業の進展とあわせ、多摩川沿いの立地特性を活かした取組みを進め、第1ゾーンとの連携や空港機能をサポートする有効な土地活用となるよう、区に対しては、引き続き情報を積極的に収集することを求め、水辺とまちが一体となり、多様な人々が楽しむことができる空間創出に向けた調査・研究を続けていく。

(2) 羽田空港の機能強化について

国は、平成26年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前を目途とした、羽田空港を含めた首都圏空港の機能強化（発着回数拡大）を提案し、関係自治体等との協議や各地での住民説明会を重ね、令和元年8月に、関係自治体等からの意見・要望を受け止め丁寧に対応するなどとし、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始して国際線を年間約3.9万回増便することを発表した。

本提案には、南風運用時においてB滑走路西向き離陸や都心上空飛行ルートなどの飛行経路案が含まれていたため、本区では提案当初より区民生活への影響を懸念し対応してきており、区議会においても、住民への丁寧な説明や騒音対策、落下物対策を含む安全対策等について、あらゆる機会を捉えて国に対して要望を行ってきた。

令和2年3月26日には、運用開始前に行われた実機飛行確認の分析結果を踏まえ、これまで示されてきた対策の確実な実施や、さらなる対策の強化、情報提供等の充実について、大田区長と川崎市長の連名で国に対し要望書を提出した。

関係自治体等から新経路の固定化回避等に関して要望されていることを踏まえ、最も効率的とされた現在の滑走路の使い方を前提とし、特に最新の技術の進展を踏まえた上で、騒音軽減等の観点から見直し可能な方策がないかを検討するため、「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」が令和2年6月から国において開催されている。令和4年8月3日

に開催された第5回検討会では、着陸経路に関する飛行方式の検討や基準の見直し、出発経路の騒音軽減方策等の検討状況について議論された。

国への要望を踏まえた騒音軽減の方策として、B滑走路からの離陸開始点において使用している2つの誘導路（B13及びB14）のうち、大型機については、原則、B13より約100m後方のB14を使用し離陸する運用が示された。この運用により、陸域の通過高度の引き上げや早期の旋回が可能となり、騒音影響の軽減を図る目的で令和4年11月1日から本格的に運用された。この運用に対し、委員からは、今後もあらゆる方法により、少しでも騒音影響が軽減する対策の検討と実施を国に求めてほしいとの要望があり、区からは、今回の取組を評価するとともに、国に対しては、騒音軽減に向けた方策を引き続き求めていくとの説明があった。

本委員会では、羽田空港との共存共栄を望む地元区として、地域と空港が調和・共生し、共に発展できるまちづくりの実現に向けた議論を重ねており、機能強化による新飛行経路の運用や国際線の増便は、今後の区民と羽田空港のあり方を左右する大変重要な課題であると捉えている。今後も新飛行経路の運用状況を注視し、国が示している各種対策の確実な実施や更なる対策の強化を求め、区民生活への影響に関する調査・研究を続けていく。

(3) 羽田空港に関する事業（航空機騒音）について

① 騒音測定について

区内には、航空機騒音による影響を調査するため、固定測定局として、区が設置し24時間体制で常時測定を行っている測定局が3か所、国が設置している測定局が2か所あり、それぞれの測定局における騒音測定結果等の報告が区からなされている。また、航空機騒音の発生状況のきめ細やかな把握のため、固定騒音測定局での測定に加えて、国が経路下に設置した18局の測定局における短期測定が令和4年8月24日から1週間にわたって実施され、大田区内では、東京都下水道局東糀谷ポンプ所で測定が行われた。

委員からは、復便により大型機の運用が増加し、本来の運用に近づきつつある中で、羽田小学校や新仲七町会会館における騒音値が上昇傾向にあることに関して周辺住民への負荷を懸念し、区に対して、今後の対策についてのロードマップの提示や具体的な騒音低減の取組みについて、国や航空会社に強く要望してほしいとの意見があった。これに対し区からは、騒音値が徐々に高くなっていることに懸念を抱いており、騒音値の推移を注視しながら、低騒音機導入等による騒音軽減対策の具体的かつ必要な措置を国及び航空会社に

要望していくとの説明があった。

本委員会としては、今後も区内騒音測定局における測定結果を注視し、区に対しては、空港を抱える地元区として、区民の騒音影響軽減に資するあらゆる取組の実施を国に要望することを求め、航空機騒音による区民生活への影響や更なる騒音軽減対策について調査・研究を続けていく。

② ゴーアラウンド（着陸復行）について

現在、主にA滑走路北向き着陸及びB滑走路西向き着陸時にゴーアラウンドを実施する際、区内上空を旋回する場合がある。安全を確保するための措置ではあるが、区民生活に航空機騒音などの影響を及ぼす可能性があるため、区からは定期的にゴーアラウンドの回数や日時・理由などの報告を受けている。令和4年1月1日からは、航空機の運航の安全性に対するリスクが低い小さな部品の欠落に対しては、できる限り運航への影響が出ないようにタイミングを調整し、滑走路の点検を実施するという運用が本格的に開始された。国からの実施状況報告を受け、区は、この運用の前後で、部品欠落に伴う滑走路閉鎖によるゴーアラウンドは減少の傾向が見られると受け止めているとのことである。

なお、令和4年の羽田空港におけるA滑走路北向き着陸及びB滑走路西向き着陸時のゴーアラウンドの総数は260回であった。委員からは、先行到着機の滑走路離脱遅れを要因とするゴーアラウンドが増加傾向にある原因について指摘する意見があり、区からの説明では、国土交通省からは、要因を個別に分析することは困難であるが、滑走路離脱遅れへの対策として、早期に滑走路を離脱すべき旨をAIP（航空路誌）に掲載し、パイロットに周知していると聞いており、引き続き国に対して、新しい機材・技術や取組により、人為的要因に伴うゴーアラウンド対策の徹底を要求していくとのことであった。

本委員会としては、安全確保の観点からゴーアラウンドはやむを得ないものと理解する一方で、地域住民への環境負荷を軽減する観点からは、できるだけ減らしていくべきであると考えているため、今後も国のゴーアラウンド減少のための取組み状況を注視していく。また、区に対しては、ゴーアラウンドの発生原因の分析と情報収集に併せ、国に対する働きかけを引き続き求めていく。

（4）行政視察について

本委員会は令和4年10月19日及び20日に、那覇空港、那覇商工会議所及び一般財団法人

沖縄ITイノベーション戦略センターの視察を行った。

那覇空港では、「那覇空港の鳥衝突防止現地対策について」及び「那覇空港の新滑走路とコロナ禍、悪天候対策について」、那覇商工会議所では、「那覇空港の中長期構想について」、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターでは、「大田区とのMOU締結について」及び「那覇空港コワーキングスペース等について」の項目について、視察を行った。

詳細な視察報告については、「羽田空港対策特別委員会 行政視察報告書」を作成したので、そちらをご参照いただきたい。

[\(羽田空港対策特別委員会 行政視察報告書\)](#)

(5) 羽田空港対策特別委員会の今後の展開

羽田空港をめぐることは、社会情勢が変化する中で、従前の課題及び新飛行経路運用開始に伴う区民生活への影響、さらに、空港跡地における新産業創造・発信拠点の形成と空港周辺部の開発等々、重大かつ緊急な対応が求められる課題が多岐にわたっている。

最後に、羽田空港を所管する本委員会の使命は、先に述べた諸課題に対して羽田空港周辺地域の住民をはじめとした、区民の思いを十分に反映した対応をしていくことである。

今後も地域と空港とが共存共栄し、共に発展できるまちづくりの実現に向け、精力的に調査・研究を行っていく必要性を強調し、羽田空港対策特別委員会の中間報告とする。